

若年性認知症や軽度認知症の方が、住み慣れた地域で自分らしく過ごすための活動を支援します

滋賀県では、若年性認知症の方や軽度認知症の方が、地域とつながり、仲間・支援者との出会いにつながる場やイベントを定期的に開催する事業者に補助を行います。



● 対象事業者

県内の事業者

● 補助の対象になる活動の例

- ・対象者の趣味活動を行う場の創設やイベントの開催
- ・対象者やその家族が参加する交流会、カフェ等の創設やイベントの開催
- ・対象者が行う簡易な作業を行う場の創設やイベントの開催
- ・その他対象者が安心して過ごせる居場所の創設やイベントの開催 等



● 募集する事業者数

概ね5事業者

● 補助経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料および賃借料

● 補助内容

実際にかかった費用（上限20万円）

● 応募方法

滋賀県若年性・軽度認知症居場所づくり支援事業費補助金交付要綱に記載された所定の提出書類を作成のうえ、下記の応募先までメールでお申し込みください。

● 申込み受付期間

令和5年6月1日（木） ～ 令和5年6月23日（金） 必着



その他、本事業の詳細については、若年性・軽度認知症居場所づくり支援事業費補助金交付要綱をご確認いただくか、以下担当までご連絡ください。

【問い合わせ先、申請先】

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

在宅医療福祉・認知症施策推進係 担当：寺田

TEL:077-528-3522 FAX:077-528-4851

MAIL : ninchisyo@pref.shiga.lg.jp